

○厚生労働省告示第百九十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

| 番号 | 疾患コード | 傷病名 | | 手術 | 手術・処置等1 | 手術・処置等2 | 定義副傷病名 | | | |
|------------------|-------|--------|-----|-------|---------|--|--------|-----|-----|---|
| | | ICDコード | | 区分番号等 | 区分番号等 | 区分番号等 | 疾患コード | | | |
| (略) | | | | | | | | | | |
| 1764から 1779まで | (略) | (略) | (略) | | | なし D235-3 (I1に限る。) 。ラコサミド (点 滴静注用に限る。) ペランハネル (点 滴静注用に限る。) E101, E101-2, E101-3, G005, J045 なし | (略) | (略) | | |
| | | | | | | | | | (略) | (略) |
| | | | | | | | | | 3あり | ラコサミド (点滴静 注用に限る。) ペ ランハネル (点滴静 注用に限る。) |
| | | | | | | | | | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | | | | |

| 番号 | 疾患コード | 傷病名 | | 手術 | 手術・処置等1 | 手術・処置等2 | 定義副傷病名 | | | |
|------------------|-------|--------|-----|-------|---------|--|--------|-----|-----|-----------------------|
| | | ICDコード | | 区分番号等 | 区分番号等 | 区分番号等 | 疾患コード | | | |
| (略) | | | | | | | | | | |
| 1764から 1779まで | (略) | (略) | (略) | | | なし D235-3 (I1に限る。) 。ラコサミド (点 滴静注用に限る。) E101, E101-2, E101-3, G005, J045 なし | (略) | (略) | | |
| | | | | | | | | | (略) | (略) |
| | | | | | | | | | 3あり | ラコサミド (点滴静 注用に限る。) |
| | | | | | | | | | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | | | | |

(厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件(令和六年厚生

労働省告示第百三号)の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|----------------|-------|---------------|-------------|------------------|------------------|---|----------------|-------|---------------|-------------|------------------|------------------|---|
| 番号 | 疾患コード | 傷病名 ICDコード | 手術 区分番号等 | 手術・処置等1 区分番号等 | 手術・処置等2 区分番号等 | 定義副傷病名 疾患コード | 番号 | 疾患コード | 傷病名 ICDコード | 手術 区分番号等 | 手術・処置等1 区分番号等 | 手術・処置等2 区分番号等 | 定義副傷病名 疾患コード |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | |
| 253から 258まで | (略) | (略) | (略) | | | なし ラブリズマブ、エクリズマブ、エフガルチギモド、アルファエフガルチギモド、アルファアルファ／ボルヒアルロニダーゼ、アルファ、ガンマグロブリン、J039、G005、J045なし | 253から 258まで | (略) | (略) | (略) | | | なし ラブリズマブ、エクリズマブ、エフガルチギモド、アルファエフガルチギモド、アルファ、ガンマグロブリン、J039、G005、J045なし |
| | | | | | | (略) (略) | | | | | | | (略) (略) |
| | | | | | | 5あり エフガルチギモド、アルファ、エフガルチギモド、アルファ／ボルヒアルロニダーゼ、アルファ | | | | | | | 5あり エフガルチギモド、アルファ |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | |
| 296から 310まで | (略) | (略) | (略) | | | なし D235-3 (1に限る。) ラコサミド (点滴静注用に限る。) ペランパネル (点滴静注用に限る。) E101、E101-2、E101-3、G005、J045なし | 296から 310まで | (略) | (略) | (略) | | | なし D235-3 (1に限る。) ラコサミド (点滴静注用に限る。) E101、E101-2、E101-3、G005、J045なし |
| | | | | | | (略) (略) | | | | | | | (略) (略) |
| | | | | | | 3あり ラコサミド (点滴静注用に限る。)、ペランパネル (点滴静注用に限る。) | | | | | | | 3あり ラコサミド (点滴静注用に限る。) |
| | | | | | | (略) (略) | | | | | | | (略) (略) |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | |

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第三条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

| | 薬剤 | 番号 |
|-----|--|--|
| (略) | | |
| 24 | シロリムス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | <u>1836、3047、3048、3067、3086、3783、3784、3787及び3790</u> |
| | シロリムス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | <u>63、64、67、74、75、1954から1956まで、2907から2911まで、3085、3086、3126、3773、3774、3777、3783、3784、3787、3790、3823から3825まで、4063及び4064</u> |
| | シロリムス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | <u>63、64、67、68、70、72、74、75、77、79、1954から1956まで、2645、2651、2656、2907から2911まで、3046から3048まで、3066、3067、3085、3086、3126、3773、3774、3777、3783、3784、3787、3790、3823から3825まで、4063及び4064</u> |
| (略) | | |

改正前

別表

| | 薬剤 | 番号 |
|-----|--|--|
| (略) | | |
| 24 | シロリムス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | <u>1836、3047、3048、3067、3086、3783、3784、3787及び3790</u> |
| (略) | | |

| | | |
|-----|---|---|
| 35 | ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年11月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 2518及び2519 |
| | ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年12月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 4060及び4062 |
| | ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年3月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3308、3309、3312、 3315、3318、3319、 3323、3327から3329ま で及び3332 |
| | ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 2545から2547まで、 2554、2555、2561、 4060及び4062 |
| | ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3102、3103、3105、 3107、3151から3153ま で、3164、3165、 3353、3354、3356及び 3357 |
| (略) | | |

| | | |
|-----|---|---|
| 35 | ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年11月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 2518及び2519 |
| | ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年12月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 4060及び4062 |
| | ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年3月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3308、3309、3312、 3315、3318、3319、 3323、3327から3329ま で及び3332 |
| (略) | | |

| | | |
|-----|--|------------|
| 102 | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3117及び3118 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3116 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3116 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3117及び3118 |
| 103 | ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3273 |
| | ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3843 |
| (略) | | |

| | | |
|-----|---|------------|
| 102 | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3117及び3118 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3116 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3116 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3116 |
| 103 | ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3273 |
| | ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3273 |
| (略) | | |

119

ダブルフェニブメシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るもの

5、6、14、15、25から
27まで、1790、1861か
ら1864まで、1872、
1873、1878、1879、
1883、1884、1943から
1945まで、1948、
1949、1960から1962ま
で、1973、1980から
1982まで、1991、
1992、1999、2000、
2004、2260、2503から
2506まで、2511から
2514まで、2523、
2524、2533、2534、
2545から2547まで、
2554、2555、2561、
2565、2566、2574、
2575、2585、2602から
2604まで、2614、
2615、2621、2628、
2636、2639、2646から
2648まで、2654、
2655、2663、2664、
2668、2672、2682、
2683、2689、2694、
2695、2913、2916、
2918、2920、2921、
2925、2926、2929、
2930、2932、2933、
2939、2940、3097、
3102、3103、3105、
3107、3151から3153ま
で、3164、3165、
3182、3183、3191、
3193、3227、3231、
3284、3288、3292、
3294、3299、3302、
3303、3305、3308、
3309、3312、3315、
3318、3319、3323、
3327、3328、3332、
3337、3340、3345、
3353、3354、3356、
3357、3440、3441、
3451、3452、3465、
3466、3472、3473、
3479、3481、3482、
3490、3579、3590、
3609、3610、3621及び
3622

(新設) (新設)

(新設)

| | | | | | |
|------------|---|--|-------------|-------------|-------------|
| <p>120</p> | <p>トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> | <p>5、6、14、15、25から27まで、1790、1861から1864まで、1872、1873、1878、1879、1883、1884、1943から1945まで、1948、1949、1960から1962まで、1973、1980から1982まで、1991、1992、1999、2000、2004、2260、2503から2506まで、2511から2514まで、2523、2524、2533、2534、2545から2547まで、2554、2555、2561、2565、2566、2574、2575、2585、2602から2604まで、2614、2615、2621、2628、2636、2639、2646から2648まで、2654、2655、2663、2664、2668、2672、2682、2683、2689、2694、2695、2913、2916、2918、2920、2921、2925、2926、2929、2930、2932、2933、2939、2940、3097、3102、3103、3105、3107、3151から3153まで、3164、3165、3182、3183、3191、3193、3227、3231、3284、3288、3292、3294、3299、3302、3303、3305、3308、3309、3312、3315、3318、3319、3323、3327、3328、3332、3337、3340、3345、3353、3354、3356、3357、3440、3441、3451、3452、3465、3466、3472、3473、3479、3481、3482、3490、3579、3590、3609、3610、3621及び3622</p> | <p>(新設)</p> | <p>(新設)</p> | <p>(新設)</p> |
|------------|---|--|-------------|-------------|-------------|

| | | | | | |
|-----|--|--------------------------------------|------|------|------|
| 127 | エビナクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3259 | (新設) | (新設) | (新設) |
| 128 | ルスパテルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3647、3649から3653まで、3655及び3657から3660まで | (新設) | (新設) | (新設) |
| 129 | レブリキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3116 | (新設) | (新設) | (新設) |
| 130 | エフガルチギモド アルファ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1723から1727まで | (新設) | (新設) | (新設) |

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件の一部改正)

第四条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(令和六年厚生労働省告示第百二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

| | 薬剤 | 番号 |
|---|---|------------|
| | (略) | |
| 5 | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1515及び1516 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1514 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1514 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1515及び1516 |

改正前

別表

| | 薬剤 | 番号 |
|---|---|------------|
| | (略) | |
| 5 | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1515及び1516 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1514 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1514 |
| | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1514 |

| | | |
|-----|--|---|
| 6 | ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1665 |
| | ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 2240及び2241 |
| (略) | | |
| 20 | ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 952から954まで、960及び961 |
| | ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1751、1752、1754及び1755 |

| | | |
|------|---|------|
| 6 | ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1665 |
| | | |
| (略) | | |
| (新設) | (新設) | (新設) |

| | | | | | |
|----|--|---|------|------|------|
| 21 | <p><u>ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u></p> | <p><u>4、5、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、485から487まで、499から501まで、510、511、519、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952から954まで、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1575、1576、1584、1586、1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1881、1983、2002、2003、2016及び2017</u></p> | (新設) | (新設) | (新設) |
|----|--|---|------|------|------|

| | | | | | |
|----|---|--|------|------|------|
| 22 | <p>トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> | <p>4、5、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、485から487まで、499から501まで、510、511、519、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952から954まで、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1575、1576、1584、1586、1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1881、1983、2002、2003、2016及び2017</p> | (新設) | (新設) | (新設) |
|----|---|--|------|------|------|

| | | |
|----|---|---|
| 23 | ビメキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1394、1396及び1458 |
| 24 | 3-ヨードベンジルグアニジン（ ¹²³ I）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 293 |
| 25 | シロリムス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 67、71、78、480、 481、1041、1312から 1314まで、1483、 1484、1524、2172、 2173、2176、2181、 2183、2186、2220、 2221、2476及び2477 |
| | シロリムス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 67、68、71、72、76、 78、81、480、481、 1041、1052、1053、 1312から1314まで、 1445から1447まで、 1463、1464、1483、 1484、1524、2172、 2173、2176、2181、 2183、2186、2220、 2221、2476及び2477 |
| 26 | ロナファルニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1654 |

| | | |
|------|------|------|
| (新設) | (新設) | (新設) |
| (新設) | (新設) | (新設) |
| (新設) | (新設) | (新設) |
| (新設) | (新設) | (新設) |

| | | | | | |
|----|--|---|------|------|------|
| 27 | <u>ダニコパン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u> | <u>2073から2076まで</u> | (新設) | (新設) | (新設) |
| 28 | <u>タラゾパリプトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u> | <u>1548から1550まで、 1558、1559、1736、 1738及び1744</u> | (新設) | (新設) | (新設) |
| 29 | <u>アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u> | <u>338、343、346、348及 び350</u> | (新設) | (新設) | (新設) |
| 30 | <u>ルスパテルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u> | <u>2046から2051まで、 2053、2055から2058ま で及び2060</u> | (新設) | (新設) | (新設) |
| 31 | <u>レブリキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u> | <u>1514</u> | (新設) | (新設) | (新設) |

附 則

この告示は、令和六年四月十七日から適用する。